

# フリーランス・事業者間取引適正化等法の相談の手引き

フリーランスの方が安心して働く環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的として、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されました。

法の内容によってご相談に対応する機関が異なりますのでご留意をお願いします（裏面参照）

法の適用対象は

## 発注事業者からフリーランスへの業務委託（事業者間取引）です

フリーランスとは	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者とは	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの
義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	<p>業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること</p> <p>「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」</p>
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	<p>フリーランスに対し、1ヶ月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制</li> <li>●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し</li> </ul>
④ 募集情報の的確表示	<p>広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと</li> <li>・内容を正確かつ最新のものに保たなければならぬこと</li> </ul>
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	<p>6ヶ月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること</li> <li>・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など</li> </ul> <p>※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。</p>
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など</li> </ul>
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6ヶ月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として30日前までに予告しなければならないこと</li> <li>・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと</li> </ul>

# フリーランス・事業者間取引適正化等法 相談窓口 一覧

## 取引の適正化に関する相談は

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③ 禁止行為（1か月以上の業務委託の場合）



## 公正取引委員会

TEL 03-3581-5479  
(フリーランス取引適正化室)



## 中小企業庁

TEL 03-3501-1669 (取引課)  
TEL 048-600-0325  
(関東経済産業局(東京都管轄))



※どちらの機関にもご相談できます

## 就業環境の整備に関する相談は

- ④ 募集情報の的確表示
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮(6か月以上の業務委託の場合)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示(6か月以上の業務委託の場合)

フリーランスのかたが発注事業者の法令違反について助言・指導を希望するときは、「申出」が必要です。

申出は、申出書の持参・郵送のほか、

## オンライン

でも可能です。  
まずはホームページをご確認ください



## 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

TEL 03-6867-0211



フリーランスのかたで  
発注事業者との間にすでに  
取引上のトラブルがあり  
**解決を求める**ときは



## フリーランス・トラブル110番

弁護士がアドバイスします  
TEL 0120-532-110  
(9:30~16:30 土日祝日除く)  
**利用無料**



※ 発注事業者のかたがフリーランスとのトラブルの解決を相談したい場合は、法テラス、弁護士会等をご利用ください。フリーランス・トラブル110番は発注事業者のご相談には対応していません。

このリーフレットに関するお問い合わせは

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

TEL 03-6867-0211

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和6年10月29日

担当

東京労働局労働基準部  
監督課長 神子沢 啓司  
主任監察監督官 木村 恭巳  
電話: 03 (3512) 1612

## 「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」 を労働基準監督署に設置します

東京労働局（局長 富田望）では、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）が施行される11月1日に合わせて、管内の労働基準監督署に、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えるフリーランス（業務委託を受ける事業者）からの労働基準法等の違反に関する相談窓口（受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ））を設置します。

労働基準法上の「労働者」に該当するか否かは、契約の形式や名称にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断されます。

近年、働き方が多様化し、フリーランスとしての新しい働き方が拡大する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態としては労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

東京労働局は、このたびの取り組みを通じて、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となつてゐる方々の労働環境整備に努めます。

※ なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する相談先は、内容が就業環境の整備に関するものは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）、内容が取引の適正化に関するものについては公正取引委員会または中小企業庁になります。

### 【取り組み概要】

#### ■ 労働者性に疑義がある方からの労働基準法等違反に関する相談窓口を設置します

請負契約や委任契約といった契約形式にとらわれることなく、働く方々からの相談に丁寧に対応します。また、労働者に該当するかどうかの判断基準の説明や、「働き方の自己診断チェックリスト」を用いたチェックなども行います。（別添参照）

#### ■ 労働基準監督署において労働者に当たるかどうかの判断を行います

労働者性の判断基準について理解を促すため、新たに、厚生労働省において労働者性判断に係る近時の代表的な裁判例を取りまとめた参考資料集<sup>(※1)</sup>を作成しました。

労働基準監督署では、これらの資料も活用しつつ、相談内容から労働基準法等違反が疑われ、申告<sup>(※2)</sup>として調査した場合には、原則、相談者の方が労働者に当たるかどうかの判断を行います。

(※1) <https://www.mhlw.go.jp/content/001319389.pdf>

(※2) 労働基準法等に基づき、法違反の事実を労働基準監督署に申し立てるなどをいいます。



フリーランス\*として働く皆さんへ

# あなたの働き方をチェックしてみましょう

## ～その働き方、「労働者」ではないですか？～

\* 「フリーランス」とは、業務委託(請負契約または委任契約・準委任契約)により、仕事の依頼を受けた個人(法人化した者も含む)のことといいます。

働き方が多様化する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の「労働者」に該当する働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

「労働者」に該当するかどうかの基準は以下のとおりです。

「働き方の自己診断チェックリスト」(裏面参照)を活用しながら、ご自身の働き方をチェックしてみましょう。

## 労働者とは

労働基準法では、「労働者」を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」(第9条)と規定しています。

実務上、「労働者」に当たるかどうかは、以下の2つの基準(使用従属性)で判断されます。

- ① 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- ② 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

具体的には、「労働者性の判断基準」に基づき、実態をもとに総合的に判断されます。

## 労働者性の判断基準

### 1. 「使用従属性」に関する判断基準

#### (1) 「指揮監督下の労働」であること

- ア 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- イ 業務遂行上の指揮監督の有無
- ウ 拘束性の有無
- エ 代替性の有無(指揮監督関係を補強する要素)

#### (2) 「報酬の労務対償性」であること

### 2. 「労働者性」の判断を補強する要素

- (1) 事業者性の有無
- (2) 専属性の程度
- (3) その他



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

# 働き方の自己診断チェックリスト(フリーランス向け)

現在のあなたの働き方について、該当する項目にチェック印を入れてください。  
不明の場合は、空欄のままで結構です。

チェックポイント1 依頼に対する諾否		
委託事業者から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか	A 自分に断る自由がある	
	B 自分に断る自由はない	
チェックポイント2 指揮監督		
日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか	A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する	
	B 每日、委託事業者から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く	
チェックポイント3 拘束性		
委託事業者から仕事の就業場所や就業時間(始業・終業)を決められていますか	A 基本的には自分で決められる	
	B 委託事業者から具体的に決められている	
チェックポイント4 代替性		
あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか	A 代役を立てることも認められている	
	B 代役を立てることは認められていない	
チェックポイント5 報酬の労務対償性		
あなたの報酬はどのように決められていますか	A 受注した仕事の出来高見合い	
	B 日や時間あたりいくらで決まっている	
チェックポイント6 資機材等の負担		
仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか	A 自分で用意している	
	B 委託事業者が用意している	
チェックポイント7 報酬の額		
同種の仕事に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうですか	A 正規従業員よりも高額である	
	B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる	
チェックポイント8 専属性		
他の仕事に従事することは可能ですか	A 自由に他の委託事業者の仕事に従事できる	
	B 実質的に他の委託事業者の仕事を制限され、特定の委託事業者の仕事だけに長期にわたって従事している	

チェックリストのAに該当する場合、労働者性を**否定**する方向に働く事情となる

チェックリストのBに該当する場合、労働者性を**肯定**する方向に働く事情となる

